

春日部市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市下水道事業の設置等に関する条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 2 排水区域面積は、 <u>2,288.5ヘクタール</u> とする。 3 排水人口は、 <u>200,410人</u> とする。 4 1日最大汚水量は、 <u>96,400立方メートル</u> とする。	(経営の基本) 第3条 2 排水区域面積は、 <u>2,243.3ヘクタール</u> とする。 3 排水人口は、 <u>202,390人</u> とする。 4 1日最大汚水量は、 <u>97,750立方メートル</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。